



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② { ■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間:平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

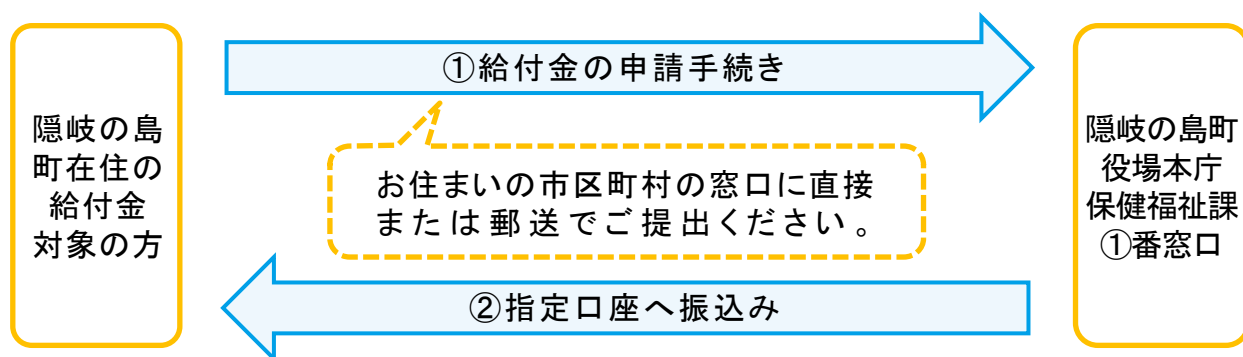
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに隠岐の島町本庁(保健福祉課)の**窓口**に**直接**、ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



子育て世帯生活支援特別給付金 支給のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
を申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方
- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税

2. 支給対象児童

- 2003年（平成15年）4月2日から2021年（令和3年）3月31日生まれの児童（障害児は2001年（平成13年）4月2日生まれ以降）

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 給付金の支給手続き

- ●月頃、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※中学校修了後（15歳に達する日以後の最初の4月1日以降）から20歳未満の児童分の特別児童扶養手当のみの受給者であって、他に中学校修了後の児童がいる方は、別途申請手続きが必要な場合がありますので、下記の隠岐の島町役場窓口まで御連絡ください。
- ※給付金の支給を希望しない場合、同封の受給拒否届出書を返送してください。
- ※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（遅れて確定申告を行った結果、住民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）
- ※児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

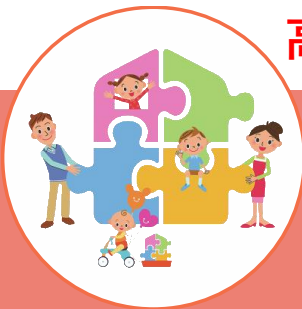
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 隠岐の島町役場

「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」窓口

08512-2-8577

（受付時間：平日8:30～17:15）



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、お住まいの市区町村に申請手続きをしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
お住まいの市区町村で
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間: 平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

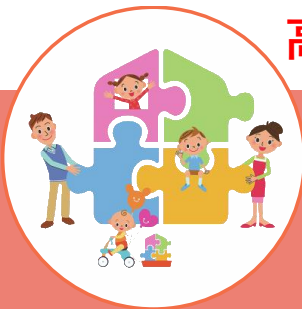
- ② {
■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)



**「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、隠岐の島町役場で申請手続きをしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
隠岐の島町役場にて、
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間：平日9:00～18:00)

■ 隠岐の島町役場 (保健福祉課)

「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

08512-2-8577

(受付時間：平日8:30～17:15)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

※申請書等は役場窓口または町ホームページにございます

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、
隠岐の島町役場（保健福祉課）の窓口にご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、
指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期間は、令和3年8月2日～令和4年2月28日です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等

（※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

- ② {
■ 令和3年度**住民税（均等割）が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）



**「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、隠岐の島町役場または最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

